

平成27年度横浜市社会福祉審議会会議録	
日 時	平成28年 2月16日（火）18時30分～20時38分
開催場所	横浜市開港記念会館 2階 6号室
出席者	関勝則委員、中島光徳委員、川口たまえ委員、小倉徹委員、小川淳委員、坂田信子委員、佐々木寛志委員、鈴木啓正委員、高山健委員、中野しずよ委員、野川利枝委員、長谷川正義委員、川島通世委員、岸恵美子委員、白井尚委員、新保美香委員、畠山卓也委員、早川陽子委員、平井晃委員
欠席者	早坂由美子委員、横井正巳委員、渡部匡隆委員
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議題</p> <p>（1）委員長の選出・委員長職務代理者の指名</p> <p>（2）委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p> <p>（3）幹事の任命</p> <p>2 報告</p> <p>（1）地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>（2）生活困窮者自立支援制度の動向について</p> <p>（3）障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について</p> <p>（4）いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について</p>
氏家課長	<p>開 会</p> <p>ただいまから平成27年度横浜市社会福祉審議会を開催させていただきたいと思っております。本日は委員の皆様、大変お忙しいところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私は健康福祉局企画課長の氏家と申します。委員の改選がございましたために、委員長が決定するまでの間、暫時、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。済みません。着席して進行させていただきます。</p> <p>議事に先立ちまして、定足数の報告をさせていただきます。現在ご出席の委員は総数22名のうち19名ということでございます。横浜市社会福祉審議会条例第4条第3項に規定されております、委員の過半数を満たしておりますので、会議が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>続きまして、会議の公開についてご説明させていただきます。横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条によりまして、この会議は原則公開となっております。本日の議事内容につきましては、議事録を作成させていただき、委員の皆様のご了解をいただいた後、市役所ホームページに掲載させていただくようになりますことを、あらかじめご了承ください。なお、お手元の資料、次第をおめくりいただきました資料1以降に本審議会の概要のほか、関係する根拠法令等の抜粋を掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。</p> <p>1 委員紹介</p> <p>それでは早速ですが、次第1、委員のご紹介に入らせていただきたいと思います</p>
氏家課長	

氏家課長	<p>す。本日の社会福祉審議会は、先月の委員一斉改選後、最初の審議会でございます。略式で恐縮ですが、席上に皆様方の委嘱状を置かせていただいております。ご査収くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは恐縮ですが、お手元のホッチキス留めの資料で、附箋をつけさせていただいておりますが、資料2の「委員名簿」をお開きください。名簿に沿いまして委員の皆様方をご紹介させていただきます。恐縮ですが、名簿順でご紹介させていただきます。</p> <p>～委員紹介～</p> <p>次に、健康福祉局の幹部職員についてご紹介させていただきます。</p> <p>～幹部職員紹介～</p>
氏家課長	<p>続きまして、健康福祉局長の鯉渕から、一言ごあいさつを差し上げます。</p>
鯉渕局長	<p>健康福祉局長の鯉渕でございます。委員の皆様にはお忙しい中、またお寒い中、横浜市社会福祉審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから皆様には健康福祉局の事業を初めとして、横浜市政にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>今回は1月の委員の皆様のご改選後、初めての総会でございます。引き続きご就任いただいた方、また新たにご就任いただいた方といらっしゃいますが、これからの3年間、本市の福祉施策の推進のためにお力添えをお願いいたします。</p> <p>さて先日、横浜市の平成28年度予算案を発表いたしました。超高齢社会となった本市におきまして、少子高齢化はさらに進展するとともに、支援を必要とする高齢者や生活困窮世帯等の増加、地域のつながりの希薄化などの傾向が年々強まっております。特に団塊の世代が後期高齢者となり、医療費など社会保障費が増大していく「2025年問題」への対応が急務であるとともに、生活困窮者への支援も引き続きの課題となっております。子供から大人まで福祉・保健に係る市民生活の安心・安全を確保するために、中期4か年計画の目標達成に向けた施策の着実な実施により、現状の課題に即したサービスの充実とあわせ、「健康・自立」をキーワードとして取り組んでいくことが必要と考えております。</p> <p>そこで平成28年度予算におきまして、健康づくりや疾病予防の推進、地域包括ケアシステムの構築、障害者福祉施策の推進、生活困窮者の自立に向けた支援の強化、ニーズに即したタイムリーな対応を5つの柱として掲げ、最優先に取り組むこととしております。</p> <p>なお、各事業の概要につきましては、後ほど、資料としてお配りしております「平成28年度健康福祉局予算概要」をご覧くださいと思っております。</p> <p>本日の総会では、役員の人件案件の議題に加えまして、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援制度の動向、障害者差別解消法の施行に伴う本市の取り</p>

氏家課長	<p>組み、いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況につきましてご報告させていただきま す。大変盛りだくさんではありますが、ぜひ活発なご審議を賜りますようお願い申 し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
氏家課長	<p>2 議題 (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名</p>
氏家課長	<p>それでは次第の2、本日の議題に入らせていただきます。まず(1)「委員長の 選出・委員長職務代理者の指名」でございます。社会福祉法第10条では、委員長は 委員の互選により選出することとなっておりますが、いかがいたしましょうか。ど なたかご推薦をお願いできればと思います。坂田委員。</p>
坂田委員	<p>社会福祉協議会の会長である佐々木委員が適任だと思います。よろしくお願いい たします。</p>
氏家課長	<p>ありがとうございました。ただいま「佐々木委員に」とのご推薦をいただきました。 佐々木委員に委員長をお願いすることで、委員の皆様、よろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔一同了承〕</p>
氏家課長	<p>ありがとうございます。それでは佐々木委員を本審議会の委員長と決定させてい ただきます。佐々木委員長、よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、お席 の移動をお願いいたします。</p> <p>それでは佐々木委員長より、ごあいさつをお願い申し上げます。</p>
佐々木委員長	<p>佐々木でございます。前期に引き続きということになりますが、委員長を務めさ せていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。この社会福祉審議会は社会 福祉法に規定されております審議会でございます。社会福祉に関する事項を調 査・審議するというので設置されております。ご承知のように、今横浜市内でも さまざまな福祉ニーズがございます。市民の皆様の社会福祉に対する期待あるい は施策に対する期待は大変大きなものがございます。この審議会で皆様の活発なご 議論をちょうだいしながら、横浜市の福祉の向上につなげればと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
氏家課長	<p>ありがとうございました。それではここからの進行は佐々木委員長にお願いした いと思います。</p>
佐々木委員長	<p>それでは議事に入ります。まず、委員長職務代理者の指名でございます。横浜市 社会福祉審議会条例第3条によりますと、委員長が指名することとなっております。 そこで、新保委員を委員長職務代理者に指名させていただきたいと思えます。 新保委員、いかがでございますでしょうか。それではどうぞよろしくお願いいたします。 恐縮ですが、お席の移動をお願いいたします。</p>

	<p>(2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名</p>
佐々木委員長	<p>次に「委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名」についてでございます。まず、委員の所属専門分科会の指名でございますが、本審議会には民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、及び高齢者福祉専門分科会の3つの分科会と身体障害者福祉専門分科会の審査部会が設置されております。委員の皆様には1つ以上の分科会に所属していただいております。社会福祉法施行令第2条、第3条、及び横浜市社会福祉審議会条例第6条によりますと、委員長が指名することとされております。そこで、恐縮でございますが、私から指名させていただきます。事務局から名簿を配付して、説明をお願いいたします。</p>
氏家課長	<p>では、今配付させていただきました名簿ということになります。これまでの経過を踏まえまして、1ページ目の右側に記載させていただいております分科会へ、皆様それぞれ所属をお願いしたいと考えております。なお、新任の委員の方々につきましては、基本的に前任の委員の所属されていた専門分科会にそのまま所属していただきたいと考えております。また、今お配りしました名簿の3ページ目に記載しておりますが、臨時委員の先生方には身体障害者障害程度審査部会に所属し、身体障害者の障害程度審査などをお願いすることと考えております。</p>
佐々木委員長	<p>ただいま事務局から説明がございました。このような形でお願いしたいと思います。委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>次に専門分科会長の選出でございますが、横浜市社会福祉審議会条例第6条第2項では、「専門分科会長は、専門分科会において選任」とされております。本来ですと、分科会ごとに決めていただくところでございますが、時間の都合もございますので、あらかじめ事務局に案を作成させております。大変恐縮でございますが、この場で決めさせていただきたいと思っております。では、事務局から説明をお願いします。</p>
氏家課長	<p>今お配りしました名簿の、裏側でございますが、2ページ目をご覧くださいと思います。まず、民生委員審査専門分科会の会長、職務代理者につきましては、従来から市会健康福祉・医療委員会の委員長及び副委員長をお願いしております。今期の会長は関委員、職務代理は中島委員をお願いしたいと考えております。身体障害者福祉専門分科会については、これまで会長を横浜市身体障害者団体連合会理事長をお願いしていましたので、引き続き平井委員をお願いしたいと考えております。また、これまで職務代理者については、リハビリテーションセンター長をお願いしておりますので、委員の変更はございましたが、小川委員にお願いできればと思います。高齢者福祉専門分科会につきましては、これまで分科会長に学識経験のある委員、職務代理者を福祉事業経営者会会長をお願いしておりましたので、今期は岸委員、小倉委員をお願いしたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
佐々木委員長	<p>今期の専門分科会の会長また職務代理者について、今説明がございました。この</p>

	<p>説明のように選任するというご承りいただけますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔一同了承〕</p> <p>ありがとうございます。それでは、案のとおりといたします。各分科会長さん、また職務代理の方々、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>(3) 幹事の任命</p>
佐々木委員長	<p>次に「幹事の任命」でございます。幹事は横浜市社会福祉審議会運営要綱第8条によりまして、市の職員のうちから委員長が任命することとなっております。先ほどお配りしております名簿の4ページをご覧ください。名簿に記載されております健康福祉局長以下、10人をお願いしたいと思います。幹事の皆さん、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で、新委員による体制が決まりました。3年間、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
氏家課長	<p>申しわけございません。事務局から若干、資料のほうで、今お配りしました名簿の2ページなのですが、高齢者福祉専門分科会のほうで、岸恵美子委員のところに「会長」の記載が漏れておりました。大変申しわけございません。会長ということでお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
佐々木委員長	<p>今の訂正、よろしゅうございましょうか。</p> <p style="text-align: center;">〔一同了承〕</p> <p>済みません。資料をそのようにご訂正ください。</p>
	<p>3 報告</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムの構築について</p> <p>審議事項は以上でございまして、報告に移ります。報告事項(1)「地域包括ケアシステムの構築について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>高齢健康福祉部長、細川でございます。報告事項(1)「地域包括ケアシステムの構築について」、私からご説明させていただきます。よろしく願いいたします。恐縮ですが、座って説明させていただきます。</p> <p>資料3「地域包括ケアシステムの構築について」をご覧ください。まず1「背景」でございますが、横浜市では、団塊の世代が75歳以上となる2025年には要介護認定者が現在の約1.5倍に、在宅医療対象者が約1.7倍になると見込まれています。こうした状況に対応するため、本市では2025年までに重度な要介護状態となっても高齢者が住みなれた地域で自分らしく日常生活を営むことができるよう、医療・介護・予防・生活支援などが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を日常生活圏域ごとに構築してまいります。これまでも、1991年から本市独自施設である地域ケアプラザによる地域支援を展開しています。さらに地域福祉保健計画においては区別・地区別計画を策定・推進するとともに、健康寿命日本一を目指して健康づくり・介護予防を進めるなど、地域包括ケア先進都市として地域の皆様と暮らしや</p>
佐々木委員長	
細川部長	

すい地域づくりに取り組んでまいりました。平成28年度からはさらに地域包括ケアシステム構築に向けた取り組みを強化してまいります。

2の「地域包括ケアシステム構築に向けた体制強化等の取組について」ですが、今回、介護保険法改正により、要支援者の訪問介護・通所介護サービスが介護保険の予防給付から、市町村が地域の実情に応じて実施する介護予防・日常生活支援総合事業に移行することになりました。横浜市では、平成28年1月、この1月から総合事業への移行を開始しております。今後、多様なサービスを順次整え、平成29年4月から本格実施する予定でございます。総合事業の本格実施に向けた準備を進めるために、平成28年度から区域・日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」を配置するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けて、区、地域ケアプラザの体制を強化し、介護、医療、生活支援、介護予防等を充実させていきます。

まず(1)「生活支援体制整備事業」として、区域・日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」を配置し、平成29年4月の総合事業の本格実施に向けて、生活支援・介護予防の充実した地域づくりに取り組んでいきます。「生活支援コーディネーター」は既に地域で活動されている団体を初め、NPO、民間企業など多様な主体と連携し、生活支援の担い手の養成・発掘や新たな活動の創出などを進めていきます。①「第1層・区域」レベルでは、区社会福祉協議会に1名ずつ、計18人の生活支援コーディネーターを配置してまいります。主に広域で活動する団体等と連携し、日常生活圏域では対応が困難なニーズに対し、区域内のサービスの充実を図ってまいります。②「第2層：日常生活圏域」では、地域ケアプラザ等に1名ずつ生活支援コーディネーターを配置してまいります。全体で139人となります。これまでの地域活動支援をベースに、主に地域で活動する団体等と連携し、日常生活圏域のサービスの充足を図ってまいります。イ「協議体の設置」といたしまして、多様な支援主体間の定期的な情報共有及び連携強化の場として、区と生活支援コーディネーターが協力して協議体を設置します。主な役割としましては、地域ニーズの把握、地域課題の意識共有、サービス充実のための具体的取り組み内容の企画・立案、事業方針や区目標の共有などでございます。

資料裏面をご覧ください。(2)「区の体制強化」といたしまして、各区高齢・障害支援課に「地域包括ケア推進担当係長」を配置します。18名となります。区レベルの地域包括ケアシステム構築・推進の全体調整、在宅医療・介護連携の推進、第1層・第2層の生活支援コーディネーターの総合支援等に取り組んでまいります。

(3)「地域ケアプラザ(地域包括支援センター)の体制強化」としまして、地域包括支援センターの3職種、これは保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーでございますが、これにつきまして圏域の高齢者人口が6000人以上の施設における人件費加算の基準を見直し、職員を増員してまいります。

(4)「「地域包括ケア推進指針」の策定」ですが、地域包括ケアシステムの構築は、市町村が地域の特性に応じてつくり上げていくことが必要とされています。構築に当たっては、介護、医療、介護予防など幅広い分野にわたることから、多く

<p>佐々木委員長</p>	<p>の関係者の方々の協力が不可欠です。そのため、関係者間で共有するための行動計画として、「地域包括ケア推進指針」を策定し、地域包括ケアシステムの目指す姿や目標、取り組み項目などを可視化することで、関係者が共通認識を持ち、連携をより深めながら地域包括ケアを進めてまいります。</p> <p>以上が地域包括ケアシステムの構築に向けた平成28年度の主な取り組みとなります。なお、下の図でございますが、平成28年度の【地域包括ケアの推進体制強化の全体像】でございます。ただいまご説明いたしました、区役所、区社会福祉協議会、ケアプラザの体制強化につきまして、新規、拡充という形で取りまとめをさせていただきます。参考としてご覧いただければと存じます。</p> <p>ご説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。</p>
<p>畠山委員</p>	<p>畠山と申します。今回のこの地域包括ケアシステムの中で、1つ鍵になってくるのが生活支援コーディネーターということになると思うのですが、書かれている理念そのものはすごく素晴らしいことだなと思うのですが、余りにもやらなければいけないものが広すぎるのかなという気もしています。人数からすると、これは全市で160人弱ということだと思うのですが、もちろんこれからいろいろと詰めていくところはあると思うのですが、生活支援コーディネーターというのが一体何をやる人たちなのかということとか、あるいは場合によっては人数を増やして構想があるのかということとか、今の段階でいいのでいろいろと教えていただければと思います。</p>
<p>細川部長</p>	<p>生活支援コーディネーターの守備範囲は確かに大変広いと思います。まず地域ケアプラザごと、おおむね中学校区程度に1人ずつ配置していくという形ですので、何とか対応はできると思っております。ですが、その地域住民の方々のボランティアな活動とか、例えば自治会町内会のような地縁団体での活動とか、そういったものを把握した上で、さらにその地域で支えるためのサービスをつくり出していく、あるいはその担い手をつくり出していくことが主な仕事となりますので、一様に地域に入り込んでいって、地域の方々とやりとりしながら地域のつながりを作っていくような、生活支援等に資するサービスを作っていくような仕事になります。ある意味、大変能力が高い方でないと難しい仕事だと思っております。特にその方々に対して、例えば社会福祉士とか、そういう資格は求めませんが、それに適した方を、ケアプラザを指定管理として運営している法人に配置していただくように今お願いして進めているところでございます。ご指摘のように、大変守備範囲も広く難しい仕事ですが、その方だけというよりは、既に地域交流のコーディネーターを横浜市独自に配置もしてございますので、そういう人たちと協力しながら進めたいと考えております。</p>
<p>畠山委員 中野委員</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>市民セクターよこはまの中野でございます。このごろ地域の地区社協さんからのご要望で、これから地域の介護はどうなっていくのだろうか、自分たちは社会貢献をする気はあるのだけれど、素人の手に負えるような話だけではないのではない</p>

か、どこまでやればいいのか、どこから以上は専門職がバックアップというか、前面に出てくれるのかに不安を持っていらっしゃるために、講演依頼が重なっています。ですから、自分の町のことから何とかしようとは思っていらっしゃるのですが、住みなれた町でずっと暮らし続けることを自分たちの力で支えることが果たしてできるのだろうかというところの不安をお持ちのようです。

それからあわせて別の面からいうと、市民活動をしているNPOからは、20年～25年ぐらい前に各区で草の根団体として立ち上がった見守り・助け合いグループがNPO法人化し、さらに介護保険事業にも参入し、介護保険の事業も保険外の地域の助け合いも行っている。その中で今後こういう新たな地域包括ケアシステムができたときに、法人としての採算性もおそろかにできない、それから動いてくれる仲間たちへも全くの無償ではもう言い切れない、20何年有償で動いてきた仲間「無償でね」とも言い切れない、そのときに経費というのはどこからどのように見ていったらいいのだろうか。やる気はある。だから法人によっては、もう介護保険の収益を吐き出してでも地域の助け合いに使おうと言っているところや、単価もものすごく安い設定で、30分150円とかというのを設定しようとしている団体もある。そのときにずっと関心を持ってこの地域包括、地域ケア推進、何度も資料もちょうだいしましたが、何がどうなっていくのかというところがわからないのです。いつも資料もいただき、表もいただき、説明も聞くのだけど、本当に具体的に自分たちの町に、病院からは「出なさい」と言われ、地域では「ちょっとそこまではできない」と言われた方々を介護保険だけで支え切れないとき、だれがどうするのというあたりが見えてこないというところが不安です。早く見える形にさせていただきたいと願っています。

以上です。

細川部長

ご指摘のように、総合事業は基本的には要支援のレベルの方々に対する事業として展開していく内容になりますので、病院から退院されたようなところ、しっかりと介護と医療とで支えていかなければいけないところ、それはそれで今までどおりの仕組み、さらに医療との連携の中で進めていく内容だと思えます。要支援の状態の方々総合事業に来たときに、今までどおりのようなサービスが必要な方はいらっしゃると思いますので、現行相当というようなサービスも、例えば訪問介護の資格を持っておられたり、あるいは介護福祉士の資格を持っているような方が伺って話したほうがよろしい方は当然いらっしゃいますし、ただそうではなくても生活援助のところ、そこまでは必要なかろうということで、緩和したようなサービスというものも今後私どもも10月以降やっというところを今まさに議論しております。そこは一番ご説明が遅れているところだと思いますが、平成28年に入ってから説明させていただきたいと思っています。基本的には今やっておられる方々が無理のないような形で進めていただく、それから先ほどNPO法人の活動の費用等のお話もありましたが、一部そういうところに対する補助等も含めて今検討して

	<p>いる状況でございます。もう少しお待ちいただきたいと。申しわけございません。よろしく願いいたします。</p>
佐々木委員長	<p>ほかにご意見・ご質問がありましたらお願いします。どうぞ。</p>
川口委員	<p>もう皆さんは分かっていることかもしれませんが、生活支援コーディネーターを配置すると書いてあるのですが、このコーディネーターの身分は、横浜市が配置しているのか、あるいは指定管理者がケアプラザ等を指定管理されていますが、そのケアプラザとかの指定管理者が配置するのか、人件費として幾らか上乘せがあった中で配置するのか、その辺のところはどうなっているのでしょうか。</p>
細川部長	<p>川口委員ご指摘のように、指定管理者の法人に雇用していただく形で配置します。そのための人件費を市からお渡しする形になります。あと区社協に1区に1人ずつ配置していただきますが、それも区社協の職員という形で配置していただくこととなります。それに対する人件費相当についての委託費が出るという形でございます。</p>
川口委員	<p>はい。ありがとうございます。</p>
鈴木啓委員	<p>社協の高齢福祉部会の鈴木でございます。私ども部会にもケアプラザの所長会も一緒ですので、新たに1名の地域で活躍する職員を採用というか、集めなくてはならないということで、中には正直、また1名の採用確保が大変だということを言っているケアプラザも聞いております。それはともかくといたしましても、18区のそのケアプラザ及び、例えば日常生活圏域の中で、その方たちの能力というか、ある程度養成研修とか、変な話ですが、市としては一定のレベルまで来た人をコーディネーターとして認めていくような方式になっていくのか、それとも先ほどおっしゃられたとおり、ケアプラザで直接採用して、そこで「あなたはコーディネーターなのですよ」と。これについてはこれから始めるということですので、ぜひどのコーディネーターも同じような力が発揮できる能力をお持ちいただければ市民のためになるのかなと思っておりますので、そこら辺をお聞きさせていただきたいです。</p>
細川部長	<p>先ほどもご質問いただきました。ある意味、とても難しい仕事になりますので、現在でも地域交流のほうのコーディネーターは、高齢者に特化したわけではございませんが、地域の交流を促進していくようなボランティアを育てるコーディネーターがついていますが、その方々の動き方を見ていると、やはり差はあることは事実でございます。そういったことで、私どもは今回また新たに、高齢者に特化して2025年に向けて早急に形を作っていくようなところをやってもらってコーディネーターを配置することになりますので、運営法人さんには、特に資格を求めませんが、それに見合った方を配置していただきたいと。例えば今コーディネーターとして動いている方は実際いらっしゃいますし、採用したその方をそこにつけるというのではなくて、法人の人事の中でそういう工夫をして、適材適所で配置していただきたいと今までもお願いしていますし、これからもお願いしようかと思っています。あと、配置された方々につきましては、私どもはマニュアル等も含めて総合研修、社協さんなんかとも協力しながら、あと区社協に第1層のコーディネーターさんも置かれるので、そこの方々に対する社協さんとしての研修、私たちと一緒に、マニュアルをどうしていくかとか、それからさらに第2層の地域のほうのコーディネーター</p>

	<p>一さんに対する研修とか、そういったことは協働でやっていきたいと考えております。</p>
佐々木委員長	<p>ほかにご質問・ご意見はありますか。特にご発言がないようでございますので、次に移ります。</p>
	<p>(2) 生活困窮者自立支援制度の動向について</p>
佐々木委員長	<p>(2) の「生活困窮者自立支援制度の動向について」、事務局から説明をお願いいたします。</p>
本吉部長	<p>生活福祉部長の本吉でございます。恐縮でございますが、説明は座ってさせていただきます。</p>
	<p>それでは資料4をご覧ください。「生活困窮者自立支援制度の動向について」ということでございますが、1の「制度概要」でございます。この制度は昨年4月1日に生活困窮者自立支援法が施行されてスタートした制度でございます。その概要でございますが、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を拡充し、包括的な支援体系を創設するものとなっております。具体的に言いますと、これまでは何らかの理由で失業し、就労できない、その中で蓄え等がなくなると、最後は生活保護という制度に至るということでしたが、この制度は生活保護に至る前に相談支援に結びつけて早期に自立を支援していこうと、図ろうということを目的とした制度でございます。特徴として、生活保護のような現金給付の制度とは異なりまして、自立に向けて「人的支援」の提供を中心に行っていくということでございます。(2)「制度の目指す目標」では「生活困窮者自立と尊厳の確保」「生活困窮者支援を通じた地域づくり」、この2つを掲げております。(3)の「本市の対応」でございます。これはある意味本市の特徴でもございますが、相談窓口を自治体直営といたしまして、18区役所の生活支援課に専任の社会福祉職及び自立相談支援員を配置して、生活保護制度と一体的に運用しております。20市ある指定都市の中でも、相談窓口を自治体直営としているのは5市ということで、横浜市は少数に属しています。また各区に相談窓口を直営で設置しているところは4市ということで、指定都市の中では少数派でございますが、積極的に対応している状況でございます。またその下の「就労準備支援」以下4つの事業がございますが、こちらの4事業を、これは国としては自治体の任意に任せるということで、任意事業となっておりますが、この4つの事業も施行当初からすべて実施しておりますが、これも20市ある指定都市のうち本市も含めて7市がそういった形で対応しております。</p> <p>1枚おめくりいただけますでしょうか。2の「実施状況」でございます。昨年4月から12月までの9カ月間の状況でございます。(1)「相談者の状況・動向」でございますが、新規相談者数は3207人となっております。男女比はおおむね2対1で、男のほうが多い、それから世帯構成でいいますと、単身世帯と複数世帯の割合が1対2となっております。年代別で見ますと、40代、50代が多いものの、65歳以上の方の相談も多いといった状況となっております。中段下のイ「本市の取組の特</p>

色」、円滑な庁内連携による相談者の早期把握ということがございます。先ほども説明しましたように、本市は直営で各区役所に相談窓口を設置しておりますが、これによりまして、例えば税金や国民健康保険料の支払いが難しい、あるいは滞納している、そういった方が保険年金課や税務課から生活支援課につながって、早い段階で支援に乗れているといったメリットがございます。

その下の（新規相談経路の内訳）というところをご覧ください。今お話しした新規相談者のうち約4分の1が区役所の他課からつながっているという状況になっております。

それから次の（2）「支援の状況」をご覧ください。アの「支援申込者」、新規相談者のうち約3割の方が支援を申し込んでおります。この支援を申し込んでいるということの意味でございますが、この生活困窮者自立支援制度においては、実際相談に来て、例えば就労支援なりの支援を受けたいという方は支援プランというものを申し込んで作成してもらうことになっております。実際に相談に来た人のうち約3割が話を聞いて、実際に行政の支援を受けたいという方が大体3割ぐらいになっているということでございます。具体的には、ジョブスポット等で就労支援を行ったり、多重債務の整理、家計収支の改善に向けた家計相談、こういったもののサービスをこの3割の方が利用しているということでございます。イの「本市の取組の特色」、この支援の取り組みの特色としては、ジョブスポットとの連携によって就労支援がスムーズにしているということが挙げられます。今18区役所のうち15か所の総合庁舎の中にジョブスポットが設置されております。ジョブスポットというのは、ハローワークの1つの出先みたいなものでございます。これが年度内の3月中に残り3カ所ができて、3月中に18区役所にジョブスポットが設置される予定になっております。同じ区役所内、総合庁舎内にありますので、就労の相談、就労の就職先を見つけることも非常にスムーズに行くというメリットがございます。（3）「今後の課題」でございますが、地域で孤立化、潜在化している支援対象者の方への制度周知、あるいは相談や訪問などアクセス方法の工夫、いわゆるアウトリーチといったものが課題かなと思っております。こうした制度が昨年4月にスタートしておりますが、我々もいろいろな場面で「こういった制度がスタートしています」ということを周知しているつもりでございますが、まだまだこういった制度が地域の中で生活している方に十分に伝わっていないと認識しておりますので、こういった方への制度周知やアプローチの仕方の工夫が1つ課題だと思っております。次にこの困窮者支援制度の1つのメニューの中で「中間的就労」、いきなり一般の就労は難しいので、少し保護的な環境で就労の訓練を行う中間的就労といったメニューがございますが、今現在のところ、中間的就労を引き受けてくれる事業所の数が10カ所を超える程度でございます。こういった事業所の理解を得ながら、こういった事業所を拡充して、地域にもう少し具体的に就労支援を行う場の確保も強化していかなければいけないと考えています。

それから、この資料には記載しておりませんが、先ほども申し上げましたように、相談者は3000人を超えていますが、実際に支援プランを申し込んだ方は大体3分の1ということでございます。そこで支援プランの申し込みに至らなかった人、

7割ぐらいの人へのアフターフォローも大きな課題だと考えています。

続きまして3「子どもの学習支援の充実・強化」でございます。こちらは4つある任意事業の1つでございますが、横浜市では寄り添い型学習支援事業という名称で、今年度は13区で実施しております。具体的には生活保護を受けている世帯の中学3年生の児童を対象に、将来の自立に必要な高等学校への進学支援をNPOや社会福祉法人への委託によって実施しております。（特色・効果）につきましては、その点線の囲みの中にございますように、個々の中学生の学習能力や意欲に配慮しながら、大学生スタッフが、これは大学生ばかりではございませんが、主には大学生が中心になってマンツーマンもしくは1対2ぐらいの割合で丁寧に行っております。必要があれば児童の学習能力、学習の到達状況によっては、例えば小学校6年生ぐらいまでさかのぼって学習をやり直す、そういった支援も行っております。またこの特徴の1つに、学力だけではなくて、密度の濃い関係で支援することを通じて、子供たちの意欲や集中力、コミュニケーション能力の向上も図っているということがまた1つ大きな特色でございます。新年度、平成28年度は全区に展開する予定になっております。現時点では平成28年度直近の12月では、約420人の中学生が利用中でございますが、平成28年度は受け入れ枠で見ますと、約700人程度に拡大される予定になっております。

もう一枚おめくりいただけますでしょうか。4「支援事例」ということで、こちらは横浜市の特徴でもある区役所の関係課、保険年金課や税務課、こういった課との連携により早期に支援が行われ、問題が解決した事例を3つほど紹介しております。こちらにつきましてはお時間のあるときにご参照いただければと思います。

説明は以上でございます。

佐々木委員長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

新保委員

明治学院大学の新保と申します。私自身が貧困低所得者の支援の領域に関心を持って取り組みをしている関係で、この生活困窮者自立支援制度につきましても立ち上げのころからさまざまな形で関わらせていただいています。今本吉部長からお話がありましたが、横浜市の取り組み姿勢は全国的に見ますと非常に積極的だと言えらると思います。必須の事業はこの4月から全国901ある福祉事務所設置自治体で始まっているのですが、任意事業は各自治体に一定の負担が求められることから、すべての任意事業を始めていくという自治体は、全国的に見てもまだ少数です。そうした中で横浜市は独自の取り組みを推進されていらっしゃいます。ぜひこれからも横浜市ならではの積極的な姿勢で取り組んでいただくことが期待されます。通常の法律と少し異なる面がありまして、枠組みはあるのですが、先ほどの任意事業のように、なにをどんなふうにやっていくか、直営でやるのか、委託でやるのかということも任されている中で、横浜市がこれから作っていく制度であると思っております。本資料の(3)の「今後の課題」のところにありますように、地域で孤立化している方たちも対象にしているということ、中間的就労という新しい働く場、その人に合った働く場を作っていくこと、それを地域の状況に合わせて展開していくことが制度の特徴です。この審議会の委員の先生方皆様の領域でやっていらっしゃる

	<p>こと、持っていらっしゃるネットワークを制度の展開につなげていただくことが、要するにもうこれ以上制度のはざまはつくらないということをつくった制度ですので、大変有効だと思っております。本審議会の長谷川委員もこの制度を作っていくプロセスで国の審議会に入られて、民生委員も地域活動に積極的に関与できるようにご尽力されました。本当に、みんなで作っていく制度だと思っております。横浜市は、地域福祉の推進ということでいえば先進自治体だと思っておりますが、ぜひ横浜市のモデルがまた全国の見本になっていくように質の高い取り組みを展開していただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
佐々木委員長	<p>今、新保先生からご専門のお立場での補足説明と、事務局でしっかりと頑張ってくださいというエールであろうかと思っております。ほかにご意見・ご質問はありますでしょうか。どうぞ。</p>
岸委員	<p>2点ほど教えていただきたいのですが、まず1つは、今まで相談されなかった方がかなり拾い上げられているのかなと感じたのですが、実施状況というところのページの下の方に新規相談者数が入っています。この新規相談者数というのはこれまで横浜市に全くご相談されなかった方がかなりいらっしゃるのか、それともほかにも相談に部署に行っていたのだけれども、こちらの新たな部署ができたので相談するような形になって拾い上げてきているのか、その辺の今回の支援制度で新たに窓口ができたことによって今まで相談できなかった方が相談できるような形でかなり拾い上げられているのかどうかということがわかりましたら教えていただきたいということが1点です。</p> <p>それからその右側の「支援の状況」というところで、先ほどご説明もあったのですが、3割の方が支援を申し込んでいらっしゃるということですが、それ以外の方は支援を申し込むまで行かずにその場でいろいろな問題が解決していたのかどうかということについてご質問させていただきたいと思っております。</p>
本吉部長	<p>まず最初のご質問でございますが、そのページの<新規相談経路の内訳>という一番下の表をご覧くださいと思います。全体でいうと58%ぐらいの方が直接来所されているわけですが、この直接来所された方の大半は初めて相談につながった方でございます。その下の庁内他課、こちらの、例えば税務課、保険年金課というのは、生活困窮の相談ではなく、税務課なり保険年金課に何らかの理由で相談を既にしていただかたと思っております。それから一番下はハローワークや区社協等で相談していた方で、この一番下の方は正確に把握しておりませんが、既に区役所のどちらかのセクションに相談したことがある方も一定程度いると思われまます。</p> <p>それからもう一つ、支援プランの申し込みをされていない方へのフォローでございますが、これは中には支援プランの申し込みに至る前に自ら仕事を見つけて仕事についての方もおられますし、またそうでない方もいます。この点については区の対応もまちまちというか、余裕がある区と余裕がない区というところもございませうが、区でフォローしている区もありますし、また十分にその後の状況をフォローし切れていない区もあるのが現時点の実情でございます。</p>
岸委員	<p>ありがとうございました。</p>

佐々木委員長	<p>ほかにご質問・ご意見がありましたら。よろしゅうございましょうか。</p> <p>(3) 障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について</p>
佐々木委員長	<p>それでは次の報告事項となりますが、「障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について」、説明をお願いいたします。</p>
齋藤部長	<p>障害福祉部長、齋藤でございます。今後ともよろしくお願いいたします。座らせていただいて、ご説明させていただきます。</p> <p>右肩に資料5と書かれております、A3判の横型の資料をお開きいただければと思います。全体の資料のつくりでございますが、表面の左側で「障害者差別解消法の概要」、それからその中での、特に「地方公共団体の責務等」のご説明をさせていただきたいと思っております。右側は横浜市が今回の法施行からどういうふうな形で横浜市の中でやっていくかということで取り組んできた経過、それからそれによつての取り組みの方向性について記載させていただいております。裏面でございますのは、それに基づいてこれから本市で具体的に取り組んでいく内容と、現在、市会の第1回定例会に条例ということで提案させていただいております、特に相談体制の関係の条例のことについて触れさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p> <p>それでは表面でございます。「障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について」ご説明させていただきます。左側の1「障害者差別解消法の概要」をご覧くださいと思います。名称でございますが、通称で障害者差別解消法と呼んでおりますが、正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という法律でございます。平成25年6月26日公布、平成28年、本年でございますが、4月1日施行と決まっております。これにつきましては白丸で2つコメントを書いておりますが、国連で制定されました障害者権利条約を日本国で批准するために国内法を整備しなければいけないということの中の一環ということで、国会で制定された法律でございます。内容といたしましては、障害の有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現を目的としておりまして、そのために障害者差別解消について私ども行政機関等と事業者の方々々が講じる措置を規定しているものでございます。</p> <p>2「地方公共団体（行政機関）の責務等」について規定されている部分についてご説明いたします。枠の中、(1)から(6)まででございます。(1)「障害を理由とする差別の禁止」、(2)「職員対応要領の策定」、(3)「相談及び紛争の防止等のための体制の整備」、(4)「啓発活動」、(5)「障害者差別解消支援地域協議会の設置」、(6)「合理的配慮に関する環境の整備」、これら6点について法律で規定されております。特に(1)「障害を理由とする差別の禁止」につきまして、米印をつけさせていただいて、下の枠外に、ご説明を少し追加させていただいております。「障害を理由とする差別（障害者差別）の禁止」につきましては、法律では2種類の大きく分けてございます。法律では、1つは「不当な差別的取扱い」、もう一つは「合理的配慮の不提供」、この2つを障害者差別と定義して</p>

おります。まず1つ目、黒丸の上のほうでございますが、「不当な差別的取扱い」というのは、具体的には障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為をいうということでございます。黒丸2つのすぐ下のところに絵がかかれておりますが、4枚の絵のうち左側の2枚のほうは「障害を理由とする不当な差別的取扱い(例)」の絵でございます。例えば受付で、NOと書いてございますが、障害を理由としてサービス提供を拒否する、それから左から2つ目の絵でございますが、レストラン等々で障害を理由として入店を拒否する、このようなことについて不当な差別的取り扱いと規定しているものでございます。もう一つの分類の「合理的配慮の不提供」でございますが、黒丸の2つ目に書かせていただいております。障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、実施に伴う負担が過重でないということがただし書き的についてございますが、実施に伴う負担が過重でないときには、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められると規定されております。この合理的配慮を行わないことも障害者差別に当たるということでございます。具体的には、4枚絵があるうちの右側の2枚をご覧くださいと思います。「合理的配慮(例)」でございます。筆談や読み上げなど、過重な負担ではなく、ちょっとした配慮で読み上げて差し上げることで内容がわかるとか、こういうことで助かる方々がいらっしゃるということをごきちんと考えて合理的な配慮を提供するようにと法律上規定されております。しかしながら、一番下の表にありますとおり、この規定につきましては事業者と行政機関で適用について義務規定等々の適用が少し変わってございます。下のほうの表でございますが、一番左側、2段に分かれておりますが、「国の行政機関・地方公共団体等」と「民間事業者」さんの2つに分けさせていただき、それぞれ今の2つの分類、「不当な差別的取扱い」と「障害者への合理的配慮」の2つに分けて書かせていただいております。まず1つ目の分類の「不当な差別的取扱い」は、先ほどの受付等々で拒否するというようなことでございますが、こちらについては「国の行政機関・地方公共団体等」と「民間事業者」両者ともに不当な差別的取り扱いを禁止するという法律の構成になってございます。右側が少し違っておりまして、2つ目の「障害者への合理的配慮」は、先ほどの読み上げる等、過重でない負担の範囲できちん合理的配慮をしようというところでございますが、こちらにつきましては「国の行政機関・地方公共団体等」については法的義務、先ほどの左側の「不当な差別的取扱い」と同様に合理的配慮をしなければならないという規定になってございます。一方「民間事業者」さんにつきましては、障害者について努めなければならないという努力義務ということで、多少ここの法的な適用に差をつけているという法律の内容になってございます。

右側でございます。3、法施行に向けまして、横浜市の検討経過についてご説明させていただきます。横浜市では、これを受けまして、障害者差別解消検討部会を設置させていただき、議論を重ねていただきました。平成26年11月から平成27年9月まで、合計9回会議を開催させていただいて、活発なご議論をいただいたところでございます。この検討部会は市の障害者施策推進協議会の専門部会ということで

位置づけさせていただきまして、差別解消法の施行に伴って、これから本市が行うべき取り組みについて検討していただいたところでございます。委員構成としましては、障害当事者の方11名、当事者のご家族2名、あと弁護士、学識経験者、支援者の方をそれぞれ2名ずつ、計19名のメンバーで議論を重ねていただき、結論を出していただいております。その結論の前に、資料の右の真ん中の当たり、白抜きの囲みのところでございます。平成27年1月～2月にかけて、横浜市のほうで市民の方々に対し「障害者差別に関する事例の募集」をさせていただいております。差別を受けたと思った事例とか、適切な配慮がなくて困った事例、逆に配慮してくれてよかったという事例、このような事例をぜひお寄せいただきたいということで広く市民に呼びかけましたところ、1000件以上の応募事例をいただきまして、この応募事例をこの検討部会の検討資料ということで我々のほうで生かしながら議論に進めさせていただいたところでございます。計9回開催させていただき、最終的に平成27年11月、検討部会からまとめということで、市への提言を提出していただいたところでございます。この提言を踏まえまして、障害者差別に関する市の取り組みを内部的に検討し、具体化してきたところでございます。

下の4、市の取組の方向性でございますが、これらの提言を踏まえまして、本市としての基本的な考え方、あと庁内推進体制について固めたところでございます。基本的な考え方といたしましては2点でございます。二重丸の1つ目、上のほうでございますが、まず法律が共生社会の実現を目的としていること、先ほど申し上げたような考え方に立っているということと、それから先ほど2つ目の分類でご説明しました合理的配慮、これは「社会モデル」の考え方を踏まえたものであることを十分に理解しようということで、障害のある方も障害のない方も暮らしやすい横浜の実現を目標としようということで基本的な考え方を踏まえてございます。なお「社会モデル」につきましましては、また米印をつけまして、枠外、一番下のところに注釈をつけさせていただいておりますが、社会モデルというのは、障害のある人が現在受けている制限はご自分のせいではなくて、社会がさまざまな障壁を持っていて、これと相対することによって生ずるものなので、障壁を取り除くのはご自身ではなく社会の責務だという考え方に立っているものということでございます。ですので、この障壁をなくすように横浜市としては取り組んでいこうというのが1つ目標として掲げたところでございます。それからもう一つ、二重丸の2番目でございますが、今度は行政機関として合理的配慮の提供、民間事業者さんと違いまして法的義務ということで位置づけられておりますが、こちらの合理的配慮の提供にとにかく重点的に取り組んでいこうということと、それから市民の皆様、事業者の皆様はこの法律の趣旨、それから横浜市の取り組み、皆様に考えていただきたいこと、障害者の方々に寄り添っていただきたいこと、これらの啓発活動に重点を置いて取り組んでいこうということを考えてございます。このために、下の「庁内推進体制」でございますが、全庁的に推進するため、本市副市長をトップに、すべての区、すべての局、あと統括本部、すべての区局長によります障害者差別解消推進会議を新たに新年度から組織いたしまして、上に書きました基本的な考え方を強力に推進していこうという体制を組ませていただく予定でございます。

恐縮でございます。裏面をご覧ください。先ほどご説明いたしました専門部会から11月にいただきました提言の内容が一番左側に縦に並んでおります。これに対応しまして、4月からの市の取り組みの方向性を矢印の先、その右側にそれぞれ記載したものでございます。取り組みといたしましては、一番左側、「取組①」から「取組⑥」、一番下の「その他」まで項目がございます。

「取組①」として提言でいただきましたのは、不当な差別的取り扱いの禁止に関する項目をいただいております。②としましては、合理的配慮の提供に関することをいただきました。③として職員対応要領、これは職員がこの法律の施行に伴いましてどのように本市の中で取り組んでいくかということを決めるものでございますが、これらの策定と、それから職員自らに本市として研修していくということに関する提言をいただいております。④といたしまして、区役所等の施設・設備の改善等に関することをいただきました。⑤としましては、市民の皆様へ市として啓発していく、この内容についていただいております。⑥としましては、そうはいいましても、法施行後、いろいろなところで障害者差別と思われるような事例が発生するだろうということが十分に予測されますので、これらが発生したときの相談体制、それから差別をされたいと思われる事業者の方と差別をされたと思われる障害者の方、これらの紛争の防止のための体制の整備に関する提言をいただいております。その他としましては、それ以外の事項といたしまして幾つか提言をいただいたところでございます。

これらに対しまして、その右側、それぞれ矢印を振ってございますが、市の取り組みの方向性ということで、いただいたものを真摯に受けとめまして、そこに書かれているようなそれぞれの項目を頑張って取り組んでいこうということで市の取り組みの方向を細かく具体的に決めさせていただいているところでございます。内容につきましては後ほどご覧いただければと思います。

一番右側でございます。先ほど申し上げました今市会に上程させていただいております条例の関係を少しご説明させていただきたいと思っております。提言でいただいた中の「取組⑥」のところにあります「相談及び紛争の防止等のための体制の整備に関すること」、特に紛争が出たときに最終的にその紛争をどうやって解決していくか、専門部会の中でも、もめごとになったときにどういうふうに解決していくかが不安だというご意見が非常に多く出ておりました。これにつきまして横浜市は、法律上規定はございませんが、条例を制定する中で、相談体制をきちんと整備していこうということを決意いたしました。これにつきましての関連条例を今市会に上程させていただいております。内容でございます。二重丸のところをご覧ください。

「実施内容（案）」、現在案として上程しております。弁護士、学識経験者、障害当事者、事業者代表等を想定しておりますが、これらの方々から構成いたします「障害者差別の相談に関する調整委員会」を新たに設置させていただき、それぞれの分野の相談窓口、それぞれ市民の皆様方がご相談に来る窓口で解決が難しい事案についてはこの調整委員会であっせんを行う仕組みを作っていこうというものでございます。

下のほうにイメージ図を書いてございます。若干ご説明させていただきます。イ

メージ図の一番上、右側に「事業者」、左側に「障害者等（差別を受けた人）」と書いてございます。その間に右から左へ「①差別？」ということで矢印が出ておりますが、まず事業者から障害者の方々へ差別を受けたかなということが発生した場合、一義的にはその下に「②相談」と書いてございますが、事業者が持っております会社のほうで、例えばスーパーさんの相談窓口とか、鉄道会社さんの相談窓口とか、そういうところに、「おたくの会社のどこどこで私は差別を受けたと思うんだけども」というように、まず当事者間での調整が入るのだろうと想定しております。ここで解決すれば、それはそこでおしまいでございますが、解決に至らないといったときには、今度「障害者等」のところから下に「③相談」ということで矢印が出ておりますが、行政機関とそれぞれの所管の「各分野の相談窓口」がございまして。こちらに障害者の方々等とご相談をいただければ、この相談窓口が権限を持って各事業者さんにその事実の確認、それから調整をやらせていただくということで、「④事実確認、調整」ということで矢印が右のほうへ出ております。これで事業者のほうがお互いにお話をした中で解決すればそれで一件落着でございますが、これでも調整がうまくいかないという話の中で、当事者の方、差別を受けたと思われる方が今申し上げました条例に設置を予定しております調整委員会のほうに、⑤で下のほうに矢印が出ておりますが、「あっせん等の申立て」をいただくことができる仕組みをつくらうということでございます。一番下の「障害者差別の相談に関する調整委員会」でそれぞれの分野の代表の方に入らせていただきまして、この委員会から事業者の方、それから障害当事者の方、それぞれのご意見をいろいろ聞いた中で、最後まで行きつけばあっせん案のご提示をする中で解決していく仕組みをつくらうというものでございます。この⑤、⑥の部分については法律に規定してございません。横浜市が専門部会からのご意見を受けまして独自に新たに条例ということで規定し、条例として規定するということは、事業者の方にきちんと対応することを条例で義務づけるということでございますので、相談に対しての事実確認等をきちんとやらせていただくための条例を今市会へ出させていただきます。ご議決いただいた暁には来年度早々からこの調整委員会を立ち上げさせていただきます。相談体制のバックアップをきちんとしていきたいと思っておりますし、それぞれの相談窓口におきましても、この調整委員会に至らないようにそれぞれの窓口がきちんとお話を聞いて、事業者との間を調整できるように私どもとしては研修とか啓発を各民間事業者さん、それから市民の方々にきちんとやっていくことが非常に大事だと思っておりますので、4月以降も引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上で「障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組」についてご説明させていただきました。よろしく願いいたします。

佐々木委員長

ありがとうございました。ただいまの説明についてご意見・ご質問等がありましたらお願いいたします。

小川委員

リハビリテーションセンターの小川でございます。この資料の「地方公共団体（行政機関）の責務等」のところの（6）「合理的配慮に関する環境の整備」で、これは【一般的な努力義務】となっておりますが、例えば今私どもリハビリテーシ

ョンセンター直接ではないのですが、同じ指定管理をしておりますラポールの中にある情報提供施設において、状況によっては手話通訳派遣というようなもの、例えばイベントをやります。そのときに情報保障を今まで以上に求められる、あるいは必要とされることがあるのではないかと。あるいは私どもの中で今住環境整備事業ということ、これは障害当事者の方のご家庭あるいは高齢者の方のご家庭の住環境整備をやっているのですが、「店舗等で段差の解消をしたいけれどもどうやったらいいの」というような相談が一部来ているということも聞いております。そういう意味では、浸透すればするほどこの合理的配慮を推進するために民間の方等も努力されると思うのですが、それに対してその整備にかかるいろいろな意味でのマンパワーと申しますか、そういうものがどちらかという今までそれを専門領域でやってきた分野にかかってくるのが予測されるのです。その辺の見通しというのか、今見通しが立たないところだとは思いますが、そういうことは求められるというのか、今後広がっていく可能性はあると考えたほうがいいでしょうね。

齋藤部長

ありがとうございます。今おっしゃっていただきましたような環境整備、特にハード面の整備のお話かと思いますが、究極はいつかはということになるとは思いますが、すべての町中がバリアフリーで自由に障害なく通行できるような町にしていくことが多分究極には想定されるものだと思います。また、公共でやれるところは順次やらせていただきますし、今お話にありました民間さんの建物の中でバリアがあるところについての改修についても当然究極はやっていただきたいというのが法律の趣旨だとは思いますが、ここに非常にまどろっこしく（６）に【一般的な努力】と一番後ろについておりますが、法律上の言い方でいいますと、努めなければならないという規定、要するにすぐにやりなさいとは書いていないと。これは今おっしゃっていただきましたとおり、マンパワーも含め、財政的なものも含め、建築年数も含めてそれぞれの建物のオーナーの方はいろいろとあると思いますので、できることからまずやってくださいというレベルで法律上は規定がなされております。ただ何も規定がなかったところから比べれば当然こういうお話が出てきますし、利用される障害者の皆様方も法律をバックにいろいろとお話も出てくるだろうと思いますので、オーナー様も含めて今まで以上に少しこの辺の配慮を考えていただければいいかなとは思っております。一応横浜市ではバリアフリー条例等もございますので、まちづくり条例がございますので、適用の範囲として規定されているところについては恐らく一定のレベルではバリアフリーはさせていただいているところかと思っております。その適用の前につくられた建物についても別に適用除外とはなっていないので、そういうところについてどのくらいの時間をかけてどうするかということについてはそれぞれのオーナーさんが考える契機にはしていただければいいかなと思っております。それから情報提供施設の手話通訳者の方の派遣等々につきましては、（６）というよりはむしろ先ほどの（１）の「障害を理由とする差別の禁止」の不当な部分、例えばイベント等で聴覚障害の方がイベントを見たいというのに手話の通訳がないというようなことがないようにしましょうというようなことでいえば、「手話通訳者がいないから聴覚障害の方はこのイベントには参加できません」ともし主催者が言えば、これは不当な差別的取り扱いになりま

すので、恐らく法律違反ということになります。ということで考えますと、情報提供施設の方の手話通訳者の派遣件数は今以上にふえていくことは想定されると考えます。

補足よろしいでしょうか。私どもではとりあえず差別解消法自体、来年度からの関係でございますが、今申し上げた条例を出させていただいております調整委員会とか、あと啓発等々に向けての予算を市会に予算案ということで出させていただいておりますし、その他それぞれの区局につきましても、予算で計上というところまでは至っておりませんが、実際に私どものほうに相談も幾つか来ておりますし、実際にどういう形で少しずつよくしていこうかということはいろいろと庁内で雑談的にもいろいろと聞いている中では、ここはどうしようかというようなお話も結構来ております。ですので、具体的な取り組みということではまず横浜市役所内部では少しずつ詰めさせていただけるものと思っております。

あと通訳派遣のお話で、情報提供施設の話の関連でございますが、今予算案に出させていただいている話としては、各18区の窓口、地域の住民の方に一番近い行政機関でございますが、18区にできれば手話通訳者を1名ずつ、小川委員がちょっと苦虫っぽくなっておりますが、派遣したいなと本当は思っていたのですが、そういうマンパワーもございません。ですので、当面2区におきまして手話通訳者を巡回派遣させていただくとともに、残り16区を含めました全18区で電子的な、タブレット端末を皆様お持ちだと思いますが、そのタブレット端末を介しまして、今おっしゃっていただきました横浜ラポールの情報提供施設のほうに手話通訳者を1名配置させていただいて、もしそういう必要が生じた場合にはそのタブレットを通じて横浜ラポールの手話通訳者を画面に映して手話でやりとりさせていただくことによって窓口対応の向上を図ろうということで、こちらの予算についても今予算案の中で要求させていただいているところでございます。これについてはまた体制をリハビリテーション事業団さんと調整もさせていただきつつ、順次、もしできることであればとは思っておりますが、とりあえず当面、来年度当初からはそのような体制を組みたいと考えております。

小川委員

もちろんそれは十分にとっているのですが、現実問題として手話通訳の育成自体は事業団でもできませんし、その育成自体が非常に難しいということと、今情報提供施設にいる手話通訳の方もどちらかというと高齢化されているということで、今後どのように育成していくのかということが、むしろ事業団というよりも横浜市あるいは国自体も含めて非常に大きな課題なのではないかと思っております。私も解決策を持ってはございませんが、育成ということが非常に重要だということは一言申し上げておきたいと思えます。

佐々木委員長

ご意見でよろしいですか。ほかにご質問がありましたら、どうぞ。

高山委員

横浜知的障害関連施設協議会の高山です。教えていただきたいのが、「地方公共団体の責務等」の中で「障害者差別解消支援地域協議会の設置」と、庁内には障害者差別解消推進会議、そして先ほど裏面にはこの相談支援体制の調整委員会、この辺の関連についてお聞きしたいです。あともう一点は、私たちは特に重い知的障害の方々を有するところでのこの合理的配慮、私たち障害福祉事業者としてはむしろ

ハード面よりもソフト面、そのためには支援者の彼らの意思決定支援に私たちは取り組みたいと思っています。これは全国的に地域福祉協会も含めて取り組んでいたり、研究的にはこれまでも実践を積み重ねてきておりますが、できればそういうところに私たち支援者に対してもぜひ行政が両輪となって支えていただきたいというのが、その支援力のスキルアップのためにぜひまたお力をいただきたいというのが2つ目のお願いです。1点目については仕組みについて詳しくご説明いただければと思います。

以上です。

齋藤部長

ありがとうございます。1点目でございます。やたら組織が多くて申しわけございません。まず1つは、資料の表面の左側の上のほうにあります大きな2「地方公共団体（行政機関）の責務等」のところの枠の中、（5）でございます。障害者差別解消支援地域協議会というものがございます。こちらにつきましては法律で規定がありまして、組織することができる規定になっておりまして、横浜市においては横浜市で1つ協議会をつくりたいなと思っております。任務といたしましては、その当該地方公共団体の区域、横浜市域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談、いろいろな相談が関係機関に来ると思います。それからその相談にかかわる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消する取り組み自体、まず相談をいただいたその相談の内容、それから相談に基づく解消に向けた取り組み、これらを効果的に円滑に行うために関係機関が集まっているいろいろな事例を聞いて、こういう事例があるねという話の中で、こういうふうにしていこうとか、こういう事例はこういうふうに解決したのだからこうやっていこうとか、そういうご意見をいろいろとご議論いただく場ということでございます。ですので、関係者の方々にいろいろとまたお願いして集まっていただく中で組織していきたいと考えております。それから資料の右側の大きな4「市の取組の方向」の「庁内推進体制」のところ「副市長をトップに全区局統括本部長により構成する障害者差別解消推進会議（仮称）」と書いてございますが、こちらにつきましては横浜市が、その上に書いてある基本的な考え方に基づいて、障害者差別解消に向けた取り組みをしていこうという中で、横浜市の組織としてどのような差別解消の取り組みをしていくべきかということを内部的に議論し、内部的に指示を出すという組織でございまして、市の副市長をトップに全区局のトップの方にお集まりいただいて、議論していただく場と考えております。それから3目でございます。裏面の右側にございました「相談体制の整備、条例の制定について」という項目のところの二重丸「実施内容（案）」のところに書いております、「障害者差別の相談に関する調整委員会（仮称）」でございます。この3つ目の委員会につきましては、その下のほうの先ほどちょっとご説明させていただきましたイメージ図にありますとおり、障害者の方々が差別を受けたかなということで事業者といろいろとご調整し、それからその事業者を所管する相談窓口でもご調整し、なかなかもちが明かないと。やっぱりこれは差別ではないかといったときに、最後にこれはやはりおかしいのではないかとということで、最終的にご相談を受ける受け皿ということで、条例によりご設置させていただければということで議案を出させていただいているものでございます。こちら

については個々具体的な障害当事者の方の訴えに基づいて相手方の事業者の方、それから障害当事者の方それぞれの意見を聞いた中で、それぞれの専門家の方々が話し合っ、最後まで行けばあっせん案というものをつくらせていただいて、双方にこういう形でおさめるのはいかがかということで提示させていただくということで、個別の解決のための組織ということになります。この3つについてはそれぞれそのような形で役割が異なっているということでございます。

それから2点目でございますが、特にいつもご協力いただいている事業者の皆様方は障害者に一番寄り添っていただいているところでございますので、私どもと意識レベルは同じかなと思っております。私どもも自分たちで、行政内部でこのことをしっかりと研修し、意識の向上を図っていかなければいけないなと思っておりますので、同様に障害関連の事業者の方々のほうにもしっかりとこのようなことで意識の向上をしていただくべく、いろいろと働きかけも含めご相談もさせていただきたいと思っております。何よりも障害者差別とは何みたいな形で思っているかもしれない一般事業者の方、それから市民の方々に対する啓発、PRといたしますか、こういうことはどうだろうかというような投げかけについて特に行政は本腰を入れて来年度からやらせていただきたい、息の長い取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、ぜひ一緒に協力いただいて、その辺の取り組みについてもやらせていただきたいと思っております。

佐々木委員長
坂田委員

先ほど坂田委員と野川委員の手が挙りましたが、坂田さん、どうぞ。

坂田と申します。私は障害者の家族なのですが、この差別解消法が施行されて大変うれしく思っております。ただ、彼らにとりましては、これはもう永遠にこのことについて皆さんに知っていただくというか、ふだんの生活の中にも取り入れていただかないとこれは解決に向かわないのではないかと思います。それで私どももそのようなのですが、一般市民向けに優しいパンフレットとか、子供向けとか、本人向けとかのパンフレットとかを作ってPRに一層努めていただきたいなと思っておりますし、施設関係の支援者の方にもこのことをきちんと研修とかということ、大げさなのですが、常にこういうことを心がけていただくと大変助かるなと思っております。よろしく願いいたします。

佐々木委員長
坂田委員
佐々木委員長

ご要望ということでよろしゅうございますか。今何か答えが必要ですか。

いえ。

では今坂田委員からはそういうご要望をちょうだいしておりますので、先ほども随分いろいろとお話をいただいております。続いて野川委員、先ほど手が挙がっていらっしゃいました。

野川委員

野川でございます。認知症の人と家族の会で携わっているのですが、認知症についても生活障害がなければ決して社会的な生活がしにくいわけではないのですが、生活障害があるということで課題がいろいろと出てくるわけでございます。それで実は認知症の徘徊の高齢者が名古屋地裁で720万円の損害賠償を請求されたことがございました。その後、名古屋高裁で半分になったわけですが、しかしそれは家族に問題があるということの判断のもとに下された決裁だったと思っております。それで3月に最高裁の結審が出る予定になっておりますが、ここで私がお願いしたいのは、認

知症のこの障害から来るこの障害者差別の問題もありましょうし、高齢者のくくりでもあろうかと思うのですが、この問題はただ単に名古屋高裁が決した結審によって云々ではなくて、社会の問題として取り上げていただきたいなど。ですから、例えばここで先ほどからご説明のある、合理的配慮の不提供というくくりの中でも、家族に責任があるのではなくて、それから行政側に責任があるのでもなく、どこに責任があるかといったら双方に、すべてのところに責任があるという判断から、社会的な制度を何とか構築していくことでクリアできないだろうかということをお願いしたいと思うわけです。

以上でございます。

齋藤部長

ありがとうございます。認知症に伴うといいますか、心身機能障害というようなことについても、そのケースによるかもしれませんが、法律上の定義では別に身体障害、知的障害、精神障害の方だけをこの法律の対象にしているわけではなくて、その他の心身の機能の障害がある者を障害者ということで間口を広くこの法律はとらえております。ですので、場面とか状況によってあるかとは思いますが、全く排除して、例えば手帳を持っていないといけないとか、そういうことで法律はできていないということでは、まず対象の範囲としてはご認知いただければとは、まずこの法律としては思います。その上で今おっしゃっていただいた話は、先ほどちょっと触れさせていただきましたが、差別解消法自体が社会モデルの考え方をもつてつくられている法律です。障壁があるのはその当事者が悪いわけではなくて、社会が作っているのだと。だからその障壁をとるのは社会の責務なのだということも社会モデルという考え方に立ってこの法律はできておりますので、具体的などころでは長く時間がかかるかもしれませんが、基本的な考え方は今野川委員がおっしゃっていただいたようなことに基づいて、社会を少しでも変えていこうということで条約からできてきている法律でございます。趣旨としては野川委員がおっしゃるような方向に向けていこうということで、政府で法律もつくらせていただいておりますし、私どももそれに基づいた行動をできるだけとらせていただきたいということで取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐々木委員長

この報告についてほかにご発言はありますか。もしよろしければもう一つ報告事項がございますので、次に移りたいと思います。

(4) いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について

報告事項(4)でございますが、「いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について」、説明をお願いします。

杉本部長

企画部長の杉本といいます。よろしくお願いたします。それでは座って説明いたします。

お手元の右肩の資料6の資料をご覧ください。「いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について」ということですが、ごみ屋敷という言葉が一般的な言葉になっているので便宜上こういった言葉を使わせていただいております

1 「「ごみ屋敷」の件数」とありますが、ここに書いてありますように、市内では去年8月時点で93件、区民の方々等から区役所に通報等があったということで、この中には一戸建てだけではなくて、アパートやマンション等といったケースも含まれております。米印に書いてありますように、このほかに、通報がなくても、例えば職員が仕事で訪問した際に家の中にすごくごみがたまってしまっているということも考えられますので、一定の基準を作って、改めてまた件数を把握し直すことを考えております。

それから2「検討状況」ということで、(1)に「プロジェクトの設置」とありますが、ここに書いてありますように、健康福祉局長を初め、資源循環局長、旭区長、それからここには書いていないのですが、関係の局や部の部長たちで構成されるプロジェクトを昨年9月に設置しまして、それで(2)に書いてありますように、対策の方向性や条例制定の必要性、それから推進体制等についてこの間検討してまいりました。そもそもは従来から区役所がごみ屋敷近隣の住民からいろいろと苦情等を受けまして、これは昔から問題になっていたということで、いよいよ本市でも対策に乗り出そうということでプロジェクトを設置したわけです。(3)にありますように、「対策を進めるにあたっての主な課題」とありますが、従来からいろいろと課題とはなっていたのですが、ここにア、イ、ウとありますが、いろいろな課題があって本格的な着手ができないでいていたということがあります。アに書いてありますように、「私有財産への関与が困難」ということで、周辺の方々にとっては庭先も含めてごみで高くうずまっているような状況でも、そこに住んでいる方にとっては「これは財産」とおっしゃる方もいまして、憲法で保障されている財産権との関係からだれかが勝手にそのごみを持っていってしまうことが難しく、当事者の自発的な行動以外に対応が難しかったことが挙げられます。それからイとしまして、行政による「調査・指導の限界」がありまして、従来法令が我が国はありませんでしたので、例えば区役所の職員が家の中に入ったり、庭先に入ったりするようなことが、相手が拒否した場合は調査できない、あるいはその方を説得するにも、親族の方にも説得してもらおうのが非常にいいわけなのですが、こういったごみ屋敷に関しては親族の方を我々行政が調べるのが、個人情報保護の問題もありまして、そういった調査もできないという。そういったことがあって、限界があると。特に個人の家の中に入ったり、庭に入ったりするような立ち入りが難しいと、権限がないということもあって限界があるということが従来からありました。それからウにありますように、「制度・所管の狭間」ということで、早い話、担当する部署がないということで、従来はほうっておいたわけではなくて、業務でたまたまごみ屋敷を見つけた職員が、このままでは困るだろうということで、職員に声を掛け合って、区役所の職員がみんなで協力してごみの袋詰めをしたり、ごみの収集事務所にそれを持っていってもらったりということをしてまいりました。これはあくまでも制度的にやっているわけではなくて、見るにたえない状況ということもあって、そういったことをしてきたという経緯がありますので、何かしらそういった対応をしていかなければいけないということがあります。特に区役所が何もかわっていない、高齢者でもないし、障害者でもないような方、お元気な方がごみを集め

ている方もいらっしゃるって、そういったところはまさしく、幾ら説得しても受けとめてくれないということも困っていた状況があります。

それから3にありますように、「現時点での対策の方向性」としましては、プロジェクトにおきましてはここに書いてある3つの方向性を出しております。1つ目は「当事者に寄り添った福祉的な視点を重視」していくということで、根本的な解決を図るためには、単にごみを片づけるだけではなくて、住んでいる方に寄り添って何かしら、例えば地域から孤立しているとか、あるいは認知症があるとか、そういった生活上の課題があるというのがほとんどですので、そういった点を注視して取り組みを進めていくという考え方です。2つ目が「条例化の必要性」とありますが、いろいろと当事者の方に「片づけてください」と何度も区役所がアプローチしても、例えば庭に立ち入ることができないとか、そういったことが現状ではできないこともありまして、条例を制定して必要な措置ができるようにしていきたいという考え方でありまして、そういったことを仮に条例で制定したとしても、例えば家の中に、条例があるからといって強引にドアをぶち破って入るとするのは難しいということがあります。それから3つ目に「区局の連携」とありますが、区役所の一部の職員が何か工夫しながらやるのではなくて、組織立ってこの問題に対応していく。しかも関係機関、例えば区社協とかケアプラザ、あるいは民生委員の方々にもご協力いただきながら、全体でこの取り組みを連携しながらやっていきたいという考え方でございます。

あと4に「スケジュール（案）」とありますが、現在プロジェクトで先ほどお話ししました、条例の骨子を今鋭意検討しているところなのですが、今後市会にもご説明させていただいた後に、3月～4月に書いてありますように、市連会、市民児協、民生委員さん、それから市社協等関係団体へ説明させていただきたいということです。その後4月～5月には、パブリックコメントと書いてありますが、市民の意見募集ということで、市民の権利を制限するような条例を制定しようとする場合はあらかじめ市民の意見を聞くという横浜市のルールになっておりますので、そういったパブリックコメントを実施するということです。5月～6月には区対策連絡会議、仮称とありますが、これは先ほど言いましたように、職員が個人的にごみを片づけるということではなくて、区全体で関係課が情報を共有しながら、ごみ屋敷ごとに何課が中心になってどんな対応をしていくかということ組織立って検討する会議を各区に設置してもらいたいと考えております。その後、パブリックコメントの市民意見を踏まえて条例案を作成しまして、9月には市会に条例案を提出させていただきたいと考えております。市会で議決していただいた場合は速やかに施行していきたいと考えております。

恐れ入ります、裏面をご覧くださいと思います。このごみ屋敷対策で先行している他都市の状況を一覧に書きましたが、足立区、大阪市、京都市の順で、いわゆるごみ屋敷対策条例というものを既に制定しております。各都市によって内容に少し差がありますが、どちらかという一番新しい京都市に近い条例の内容を参考に今プロジェクトで検討しているところです。あと、表の下のほうに大阪府豊中市のことが書いてありますが、こちらはテレビでも取り上げられるような取り組みを

佐々木委員長	<p>しております、条例は持っておりませんが、社協のほうにコミュニティーソーシャルワーカーという、一番下の欄に書いてありますが、そういった職員を配置しまして、ごみ屋敷だけではないのですが、いろいろな制度のはざまにあるような市民の方々の相談とか、そういったことについていろいろとアウトリーチ的な対応をしているということで、ごみ屋敷問題も解決しているという実績がある都市があります。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願ひいたします。</p>
川島委員	<p>ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見・ご質問等がありましたらお願ひいたします。</p> <p>弁護士の川島でございます。弁護士にとってごみ屋敷問題は割と身近でして、例えば区長申し立ての成年後見事件などで、全く身寄りのない方で、近所の方が、ちょっと生活が難しいと思われる方がいらっしゃるということで、それこそ地域包括か何かに行かれて、区長申し立てで来られたようなケースで、実際成年後見人に選ばれて、急ぎご本人のご自宅に行ってみますと、いわゆるごみ屋敷状態になっていることは割とよくあります。</p> <p>それで2点あるのですが、1つは、そういう方は、例えば認知症もかなり重かったり、あるいは統合失調症を罹患していらしたりして、今ごみを出すのも分別とかが難しいので、ためたいと思わずに、出すのが難しいところからやむを得ずたまっていってしまうケースもあって、そこまで堆積しているということはその方の生命や身体も相当危険な状況にあたりします。例えば栄養が全然とれていなかったり、あるいは精神科にちゃんと通って薬を飲まなければいけないのにできていないということがありますので、書いてはいただいているのですが、近隣の人に迷惑だからごみを片づけるという視点もちろん大切なのですが、ご本人がそういう危機的な状況に陥っているということがありますので、成年後見人をつけるなり、適切な医療措置を受けさせていただくなり、その視点もぜひ十分にご検討いただきたいというのが意見の1つです。</p>
佐々木委員長	<p>もう一つ、弁護士なので違った観点から申し上げますが、レジュメの3の(1)の当事者に寄り添ったというのが今のところだと思うのですが、(2)の居住者の同意が得られない場合以降の、行政指導や行政処分については、もう一つ今自治体で大変困っている問題として空き家対策があると思うのですが、これは恐らく建設部門ですか。私は行政の組織はよくわからないのですが、建設省の流れのところで扱うとは思いますが、弁護士の目から見ますと、やることとしては非常に近い部分がございます。例えば不動産でも、家が建っているように見えて、朽ちて壊れてしまったら全部ごみなのでごみ屋敷かということで、恐らくは居住者がいるかいないかで分けていらっしゃると思うのですが、対策として法律上は非常に近いところがあると思うのです。両方で並行的に検討されると無駄もあるかもしれないということがございますので、その視点も空き家対策との連携ということもお考えいただければよろしいのかなと思います。</p> <p>意見2つです。</p> <p>今の法的な観点で、具体的な事例からのご指摘をいただきました。もし何かコメ</p>

杉本部長	<p>ントがあれば。</p> <p>では、コメントさせていただきます。1点目の、認知症とか統合失調症の方がごみがたまってしまうということは、今でもよくあることで、できるだけそういったところを同意を得てごみを片づけるということをしていくのですが、大事なのは、ごみがたまらないように予防していくと。そのためには例えば介護保険のヘルパーさんに早目に入ってもらって、ごみをいつも分けていただく。それから資源循環局のほうでやっているのですが、ひとり暮らしのお年寄りでごみ出しができないような方は玄関まで職員がとりに行く制度もありますので、そういった制度も活用していただくということで、できるだけごみがたまらないように努めていくと考えております。</p> <p>もう一つは空き家対策との関係ですが、川島委員がおっしゃるとおり、そこに住んでいる人がいるかないかで一応切り分けしていくということなのですが、そのはざまに入るような方もいらっしゃいます。例えば、いたのですが、老人ホームに入ったり、一時的に入院したりとかで空き家状態になっているといった場合もありますので、できるだけ空き家対策は法律がもうできましたので、横浜市では建築局というところが主になってやっていますが、そちらと私どものほうといろいろと連携しながら、制度のはざまに落ちないような対応をしていきたいと考えております。</p>
佐々木委員長	<p>しかしながら1点目のご指摘は、ご本人のごみの問題だけではなくてご本人の生命、身体に危険があるようなケースについてはどう考えるか、そういう視点はあるのかというご質問なので、もし答えられれば。</p>
杉本部長	<p>生命、身体に危険があるような場合は、行政が責任を持って、どなたか身内の方にごみの撤去を了解いただいて、あるいは後見人等の方に了解いただいて、今もやっているのですが、行政がごみを撤去すると、片づけるということにしていきたいと考えております。</p>
佐々木委員長	<p>よろしゅうございますか。</p>
川島委員	<p>その場合にはごみの片づけは二の次、三の次でも構わない場合もあると思うのです。まずはご本人の保護という視点が大変重要なので、条例とかをつくられる際には、ごみが積み上がるほどもう病気が進行されていらっしゃる方の場合には本当に危険なケースが多分多いと思いますので、ごみの片づけばかりに目が行ってしまうのではなく、まずご本人の保護というところも十分に勘案していただきたいという希望です。</p>
佐々木委員長	<p>ですから、もし現時点での答えがなければ、今ご指摘いただいたご専門の視点からの1つのご指摘と受けとめていただくのもいいかと思いますが、それでよろしゅうございますか。</p>
白川部長	<p>それではほかにご発言がありましたら、どうぞ。</p> <p>こころの健康相談センター長の白川でございます。精神科救急の所管をしているところでございますが、先ほどの一例目のほうですが、本当に緊急性が高いということであると、区が把握していれば34条通報ということで、ごくまれではありますが、入って対応することもございます。そういう手段もございますが、ごく例外だ</p>

<p>豊澤保健所長</p>	<p>ということをお伝えしておきたいと思います。</p> <p>もちろん疾患の関係、保健師、それから担当のケースワーカー等も入っております。それぞれのセクションの代表者も入っております。ですから、本来業務を忘れないでこの問題に取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございました。</p>
<p>岸委員</p>	<p>東邦大学看護学部の岸でございます。私自身は研究テーマにセルフ・ネグレクト、ごみ屋敷、孤立死等を研究しております。先ほどご本人の保護・支援ということが出てまいりましたが、文面を読んだときにどうしても周辺の住民にとってもごみ屋敷対策のように見える部分もありまして、多分保健福祉関係部署が中心になるということでそういうことは全くないと思うのですが、ご本人の支援ということを中心に置いていただくようお願いしたいなとも思っているところです。セルフ・ネグレクトということでごみ屋敷になる方がいらっしゃいまして、1つとしては高齢者虐待対応の中で、高齢者虐待は他者によるものなのですが、セルフ・ネグレクトはご自身による自己放任なのですが、厚生労働省の認知症・高齢者虐待対応室からも昨年7月通達が出まして、セルフ・ネグレクトにきちんと対応すべきと、高齢者虐待に準じた対応を各都道府県ですべきという方針が出されておりますので、1つの観点は高齢者虐待に準じるということでも考えていただけないかと思っております。そしてセルフ・ネグレクトの場合、私どもの研究では、その方たちが孤立死になる確率が非常に高いと出ておりますので、命にかかわるということでは、先ほど川島委員さんがおっしゃったように、ごみを優先すべきではなくて、まず本人の生命、安全、健康にかかわるので支援していくべきだという趣旨のごみ屋敷対策という方向が住民にもわかるように示していただけるとありがたいなと思っております。</p> <p>あと、空き家対策との関連というところでは、私自身も今条例制定にかかわっているのが練馬区さんがあるのですが、練馬区さんも当初空き家対策と一緒に考え始めて、同一条例でやっていこうとしていたのですが、ご本人がいらっしゃるのと空き家とでは状況が違うということで、現在2つ別々の条例をつくらうとしております。ですので、空き家対策と関連づけていくことは大変大事なのですが、対応を同じようにしてしまいますとご本人の支援というところでは十分ではない場合もありますので、慎重に空き家対策と関連づけながらやっていただきたいなと思っております。</p> <p>もう一つ、最後なのですが、これは要望なのですが、今東京都足立区の審議会の副会長をさせていただいているのですが、東京都足立区の専任体制になっておりまして、課長さん以下係長、職員2名ということで、かなり頻回に訪問しております。また一度ごみを片づける状態があったとしても、その後のモニタリングといって再発防止が非常に大事になってきまして、説得に時間がかかったり、もちろんごみを全部片づけることが目的ではないので、その方の生命、それから安全、生活を支援するというのには大変時間がかかります。ですので、今回保健福祉部署中心でやってくださるということですが、京都市さんのように保健師の方に専任でやっていただく、あるいはそういった専任の保健師を増員するなどの対応をとっていただ</p>

	<p>いて、今のマンパワーでは新しい対策をやっていくのは難しいかと思っておりますので、ぜひそういった人員のことにつきましてご配慮いただけますとありがたいと思っております。要望として言わせていただきました。</p>
佐々木委員長	<p>今3点お話をいただきましたが、1点目、2点目について何か事務局からの答えが必要ですか。もし何か答えられるのであれば、川島委員のご発言とかなり共通する部分があるかと思えますけど。</p>
杉本部長	<p>1点目、セルフ・ネグレクトの件ですが、そういった方がごみ屋敷になっているというのはよく事例で把握されていることがありますので、私どももいろいろな他都市の事例も含めてそういったことをよく調べて、区役所と一体となって対応していきたいと考えております。</p> <p>あと空き家の関係についても、本人の支援を重点に置いて、例えば足立区とか大阪市はごみの関係の部局が所管局になっているのですが、横浜市としては福祉的な重点を置いていくために私どもの健康福祉局でやろうと考えております。専任の専門職についても今まだ人員の関係もありますが、そういったことも今調整している最中でございます。</p>
佐々木委員長	<p>以上です。</p> <p>ほかにご質問・ご意見はありますか。よろしゅうございましょうか。それでは大分時間も経過しておりますが、本日の予定の議題は以上でございますが、委員の皆様から何かご発言はございますでしょうか。どうぞ。</p>
長谷川委員	<p>では、失礼いたします。民生委員のほうでいろいろとご厄介になっております長谷川と申しますが、民生委員の立場で一言だけお願いを申し上げたいと思えます。いつも中井部長あるいは井上課長からご指導とご厄介になっておりますことはあらためてお礼を申し上げたいと思うのですが、私たち民生委員は来年がちょうど制度ができて100年という大きな節目の年を迎えるわけでございます。最初岡山で済世顧問制度から、そして大正7年では大阪で方面委員制度、そこからだんだん全国的に方面委員制度が進められまして、横浜市でも最初9年に48名の委員さんを委嘱したところから始まって今日に至っているわけなのです。そこでこの100年の大きな節目の来年を迎えるわけですが、今日まで部長、課長にもおいでいただきまして、私たち民児協でもいろいろと横浜らしさを出すような記念式典を催す計画を今日まで検討してまいりました。つきましては、全国的には来年6月か7月ごろに天皇皇后陛下のお出ましをいただいて東京ビッグサイトで行うわけですが、横浜市では来年11月15日にパシフィコで4600人のすべての委員さんにご出席いただきながら開催していこうという内容を今検討しているところございまして、大変忙しい中、いろいろとご指導をいただいております。来年のことでもありますので、ぜひひとつ予算的なことも含めて、今後とも改めてご指導とお力添えをいただきますよう心からお願い申し上げます。せっかくの機会ですので一言だけお願いを申し上げたところであります。よろしく願いいたします。</p>
佐々木委員長	<p>今のお話はまた改めて具体的なことでお知らせが行きますよという前触れでございますか。わかりました。</p>

<p>佐々木委員長</p> <p>氏家課長</p> <p>佐々木委員長</p>	<p>4 その他</p> <p>ほかに委員の方からございますか。よろしゅうございましょうか。事務局から何かございますか。</p> <p>済みません。それではもう時間もかなり超過しておりますので、最後に事務局から事務連絡だけさせていただければと思います。</p> <p>1つはお手元の資料のほう、7番目ということでホッチキスどめで予算概要をおつけしておりますが、こちらは本日、時間の関係もございますので、ご説明は割愛させていただきます。後日ご覧いただければと思います。またお手元の資料、大変紙が厚くなっております。お席にそのまま置いていただければ、私どもが後日ご連絡先へ郵送させていただきますので、資料はそのまま置いてお帰りいただいても結構です。お持ち帰りになる方は、恐れ入りますが、そのままお持ち帰りいただければと思います。</p> <p>また、冒頭お断りをさせていただきましたが、本日の議事録につきまして、後日確認を送らせていただきます。皆様の確認がとれた後でホームページへの掲載ということになりますので、議事録が行きましたら確認をよろしくお願いいたします。</p> <p>また最後、当審議会終了後に、恐縮なのですが、民生委員審査専門分科会の委員の方々につきましては、お隣の7号会議室で若干打ち合わせをさせていただきたいと思っておりますので、遅い時間で恐縮でございますが、引き続きよろしくお願いいたします。ほかの分科会の方は結構でございますので、よろしくお願い致します。</p> <p>事務連絡は以上でございます。</p> <p>閉 会</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の社会福祉審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。</p>
	<p>1 資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1：横浜市社会福祉審議会について及び根拠法令等抜粋 ・資料2：委員名簿・事務局名簿 ・資料3：地域包括ケアシステムの構築について ・資料4：生活困窮者自立支援制度の動向について ・資料5：障害者差別解消法の施行に伴う本市の取組について ・資料6：いわゆる「ごみ屋敷」対策の検討状況について ・資料7：平成28年度健康福祉局予算（案）について <p>2 特記事項</p> <p>なし</p>